

○衆議院議員選挙区画定審議会設置法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

衆議院議員選挙区画定審議会設置法施行令（平成六年政令第四十号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（人口の特例）</p> <p>第四条 衆議院議員選挙区画定審議会設置法第三条第一項に規定する最近の国勢調査の調査期日以後に都道府県、郡又は市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市又は当該市の区若しくは総合区。以下この条において同じ。）の境界に変更があつた場合には、当該都道府県、郡又は市町村の日本国民の人口は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十六条又は第七十七条の規定の例により都道府県知事が告示した日本国民の人口による。</p> <p>（事務の区分）</p> <p>第五条 前条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p>	<p>（人口の特例）</p> <p>第四条 衆議院議員選挙区画定審議会設置法第三条第一項に規定する最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の調査期日以後に都道府県、郡又は市町村の境界に変更があつた場合においては、当該都道府県、郡又は市町村の人口は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十六条又は第七十七条の規定により都道府県知事が告示した人口による。</p> <p>（新設）</p>

改正後

改正前

（政令に定める法定受託事務）
第一条（略）

（政令に定める法定受託事務）
第一条 政令に定める法定受託事務（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項に規定する法定受託事務をいう。）で同条第十項の政令に示すものは、第一号法定受託事務（同条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務をいう。第二百二十三条において同じ。）にあつては別表第一の上欄に掲げる政令についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務（同法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務をいう。第二百二十四条において同じ。）にあつては別表第二の上欄に掲げる政令についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりである。

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

政令	事務
(略)	(略)
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する	附則第三条第一項において準用する法附則第三条第三項の規定及び附則第三条第一項において準用する法附則第三条第四項において準用する法第八条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務

政令	事務
(略)	(略)
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する	附則第三条第一項において準用する法附則第三条第三項の規定及び附則第三条第一項において準用する法附則第三条第四項において準用する法第八条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務

<p>る法律施行令 (平成二十六年政令第百五十五号)</p>	<p>衆議院議員選挙区画定審議会設置法施行令(平成六年政令第四十号)</p>
<p>る法律施行令 (平成二十六年政令第百五十五号)</p>	<p>第四条の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>